

(公益社団法人) 日本建築家協会 監修
2017年度版 建築工事共通仕様書 改訂概要

全般		• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直		
2 仮設工事	2.3		仮囲い	a (1)固定さく 地盤面からの高さに3.0mを追記
	2.8 2.10		災害防止その他 経費負担	a 他に損害を与えた場合の請負者を施工者に改訂 本工事を工事に改訂
4 地業工事	4.4	4.4.3	4.4.3.1表	「所要スランプ」を「スランプ」に変更 注1に「高炉スラグ碎石」を追記
	4.5	4.5.2	4.5.2.1表	「所要スランプ」を「スランプ」に変更
5 鉄筋工事	5.3	5.3.3	継手及び定着	「機械式継手」及び「溶接継手」の規定に接合する鉄筋の端面状態を追記
	5.3	5.3.3	5.3.3.1表	片持ち小ばり及び片持ちスラブの下端筋定着長さL3、L3hの改訂
6 コンクリート工事	6.3	6.3.5	6.3.5.1表	「所要スランプ」を「スランプ」に変更
	6.4	6.4.2	6.4.2.1表	各種セメントを追記
	6.5	6.5.4	6.5.4.1表	各種セメントを追記
	6.7	6.7.5	6.7.5.1表	中庸熱ポルトランドセメント及び低熱ポルトランドセメントの追記
	6.13	6.13.4	6.13.4.1表	各種セメントを追記
7 鉄骨工事	7.2	7.2.1	鋼材	JIS規格名称の改訂
	7.2	7.2.3	普通ボルト	ねじの種類規格及びねじの公差域クラスの規格、また、ナットの強度区分について、JISに合わせた表現に改訂 ボルトの強度区分に4.8を追記
	7.3	7.3.9	7.3.9.1表	「7.3.9.1表 組立溶接の最小ビード長さ」の項目を細分化
	7.4	7.4.4	溶接施工	鋼製エンドタブ、裏当て金等は原則として、梁フランジ等の端から5mm程度残して部材断面を欠損しないよう直線状に切断するよう明記
	7.4	7.4.5	7.4.5.6検査	超音波探傷試験を行う技能者の資格を、JIS Z 2305による技量を有する者として改訂
	7.4	7.4.8	スタッド溶接	スタッド溶接条件の設定タイミングについて明確化 また、外観検査にカラーがスタッド軸全周にわたって形成されていることを追記
	7.8	7.8.1	工場塗装	特記がない場合は、屋内、屋外ともJIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) 1種の2回塗りに改訂
8 ブロック・ALC等パネル工事	8.3	8.3.2	材料	a JIS改正に伴う表記変更
	8.3	8.3.3	施工図	パネル幅の最小限度の追記
	8.3	8.3.6	パネルの施工	防火区画間仕切壁の取付け金物の耐火被覆の追記
	8.4	8.4.5	パネルの加工	c パネル欠き込みの追記
9 防水工事	9.2	9.2.1	材料	e 断熱材 屋根保護防水断熱工法、屋根露出防水断熱工法について追記
	9.2	9.2.3	工法	e (7)ルーフトレイン・和風便器・配管等との取り合いについて追記
	9.3	9.3.2	9.3.2.1表 9.3.2.2表	改質アスファルトシート防水の種類別に、常温粘着工法追記 改質アスファルトシート防水(断熱工法)の種類別に常温断熱工法追記
	9.4	9.4.1	材料	b その他の材料について 固定金具、機械的固定工法、接着工法、成型伸縮目地材、保護コンクリートを追記
		9.4.3	工法	g ルーフドレン・配管回りについて追記 h (2)機械的固定方法について追記
11 タイル工事	11.2	11.2.1	タイル	JIS規格改定にあわせて改訂 耐滑り性を性能として追記
	11.2	11.2.2	張付け材料	JIS規格名称の改訂
	11.5			タイル剥落防止工法を用いる場合の下地について追記
	11.6			特記の無い場合の伸縮目地の位置について改訂
	11.7	11.7.2	11.7.2.1表	11.7.2.1表のモルタル塗厚を総厚とすることを注記
12 木工事	12.2	12.2.1	一般事項	JAS品質以外の木材は特記によることの追記
	12.2	12.2.2	木材	a 製材(2)JASに含水率の規定されているものはその規定によることを追記 b 集成材 ホルムアルデヒド放散量の特記を追記 c 単層積層材 項目の追記
	12.2	12.2.4	防腐剤・防虫・防蟻剤	a 使用薬剤の記録提出について追記
	12.2	12.2.5	接着剤	e ホルムアルデヒド放散量の特記を追記
	12.3	12.3.4	養生	a 養生方法についての追記

全般	• 各章全般に基準、規格、法規及び文章表現の見直			
13 屋根及びびとい工事	13.2 13.8 13.8	13.2.2 13.8.1 13.8.2	材料 材料 工法	a JIS K 6744 金属帯を追記 a ガス管を配管用炭素鋼管 (GP) に改訂 a (2)ロ) A-EDS-C-3号を A-EPS-C-3号に改訂
14 金属工事	14.1 14.3	14.1.2	一般事項	c あと施工アンカーの使用方法、確認試験についての追記 c 鉄の亜鉛めっきの種類 (1) 14.3.1 表の適用について追記
15 左官工事	15.1 15.3.1 15.4.1 15.5.1 15.6.1 15.6	15.1.7 15.3.1 15.4.1 15.5.1 15.6.1 15.6.2	下地・下塗りの清 掃及び水湿し 適用範囲 適用範囲 適用範囲 適用範囲 工法	a 一部文字追記 一部文字修正 一部文字修正 一部文字修正 一部文字修正 一部文字修正
16 建具工事	16.1 16.9 16.11 16.12 16.13	16.1.4	建具の性能	各節 1 項に適用範囲を追記 e 危害防止装置の設置を共通項目に追記 節名称を鋼製シャッターから重量シャッターへ改訂 11 節にオーバーヘッドドアの項目を追記 11 節追加に伴う、節番号の改訂 11 節追加に伴う、節番号の改訂
17 ガラス及びプラスチック工事	17.2 17.2 17.2	17.2.4 17.2.4 17.2.5	17.2.4.2 表 一般工法 17.2.5.1 表	網入板ガラスを網入 (線入) 板ガラスに改訂 h ガラスの種類、水抜き孔の改訂 合わせガラス 水抜き孔の改訂 複層ガラス 水抜き孔の改訂
19 塗装工事	19.1 19.2	19.1.6 19.2.2	19.1.6.2 表 塗装仕様	JIS K 5629 さび止め塗料の削除 仕様 No.23 の素地ごしらせ見直し
20 内装工事	20.2 20.2 20.3 20.7	20.2.1 20.2.2 20.3.1 20.7.1	材料 20.2.1.1 表 下地 材料 材料 20.7.1.1 表	20.2.1.1 表のフローリングブロックでモルタル埋め込み工法を削除 b 根太張り工法で接着剤の併用を必須に改訂 c 特殊機能床材の特記する事項のうち「性能」を削除 JIS 規格改定により 20.7.1.1 表のパーティクルボードの種類に構造用パーティクルボード (S-RN、S-RS) を適用範囲に追加
21 外装カーテンウォール工事	21.4	21.4.3	その他	JIS A 5760 (建築用構造ガスケット) の項目を追記
23 外溝工事	23.2 23.2 23.2 23.2 23.2	23.2.3 23.2.4 23.2.6 23.2.6 23.2.8	路床 路盤 コンクリート舗装 23.2.6.1 表 その他の舗装	b 一部文字修正 a 一部文字修正 c 一部文字修正 b 一部文字修正 c 文字挿入左記の為 c → d 以降一段下がり 表題一部文字削除、部位のタイトル変更 a 一部文字修正
24 植栽工事	24.1	24.1.5	植栽地の試験	一部文字修正